

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律

第13条に基づく報告書

平成13年6月22日

朝銀福岡信用組合

金融整理管財人

目 次

	頁
I 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について	
1. はじめに	1
2. 経営破綻の原因	1
(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況	1
(2) 経営破綻に至った経緯	1
(3) 破綻に至った要因	2
3. 管理を命ずる処分までの状況	2
II 業務及び財産の状況について	
1. 与信業務	3
2. 預金業務	3
3. 投資等業務	4
(1) 投資有価証券	4
(2) 商品有価証券	4
4. 固定資産の状況	4
5. 不良債権の状況	5
6. 関連会社の状況	5
III 事業譲渡等の見込みについて	
1. 基本方針	6
(1) 早期譲渡	6
(2) 優良な顧客基盤・資産の維持	6
(3) 経費の削減	6
(4) 地域金融機能の維持	6
(5) 内部管理体制の整備	6
(6) 責任追及体制の整備	6
2. 具体的施策	6
3. 事業譲渡の見込み	7

I 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

1. はじめに

当組合は平成12年12月16日、金融再生委員会より、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という。）第8条第1項第1号に基づき、「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」（以下「管理を命ずる処分」という。）を受けました。

金融再生法第13条に基づき、当組合が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等につき調査を行いましたので、以下のとおりご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、平成12年12月16日に選任されてから直ちに開始いたしましたが、時間的制約等もあり、本報告書の内容について必ずしも充分ではないかと思われる事項もあります。

しかしながら、金融再生法第18条に基づく旧経営陣の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査を続行しており、これらにつきましても、後日、より明らかにできるものと考えております。

2. 経営破綻の原因

(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況

当組合は福岡県内に居住する在日朝鮮人が経営する中小企業の経営安定と生活向上のために昭和28年8月10日に福岡県福岡市に設立されました。その後、福岡県に5支店を開設し、現在に至っております。

当組合の営業地域は福岡県下全域であり、営業体制は主として、福岡全域に広がって住んでいる在日朝鮮人を主体に訪問活動を繰り広げ小口、中口の預金を集め、それを中小零細企業者等に対して融資を行い地域社会に密着した金融機関としてその役割を担ってまいりました。

(2) 経営破綻に至った経緯

協同組織金融機関として組合員のニーズに応える為、資金提供等業容拡大を図ってまいりましたが、バブル崩壊以降景気の長期低迷等によって、主要取引業態である遊技業、不動産業を中心に経営の悪化する取引先が続出、貸出金の不良債権化が進むこととなりました。

また、内部牽制機能の形骸化から協同組合による金融事業に関する法律（以下「協金法」という。）第6条で準用する銀行法第13条に反する同一人に対する信用の供与等の限度額を大幅に超える貸出が行われた結果、特に大口の貸出が不良債権化したことを主因に、平成11年3月期決算において、大幅な債務超過とな

りました。

(当期利益▲9,246百万円、組合員勘定▲5,328百万円)

こうした状況の中にあつて、当組合は自主再建を断念し朝銀西信用組合(朝銀岡山、朝銀香川、朝銀愛媛、朝銀佐賀、朝銀大分が平成11年10月12日に合併)への事業譲渡の方針を決定し、平成11年5月に破綻公表をするに至りました。

(3) 破綻に至った要因

融資審査内容に不明・不十分な点が見られることや、貸出金の回収・管理も十分とは言えず、また優良取引先の確保の努力、大口債権化の抑制など融資資産の内容の健全化へのシフト策も有効に講じてきた跡が見られず、貸出金を含めた資産運用面で効果的な経営施策が実現出来なかったことが破綻に至った主たる要因と考えます。

3. 管理を命ずる処分までの状況

当組合は、平成11年3月期決算で大口取引先の不良債権の顕在化による適正な引当を実施した結果、多額な個別貸倒引当金繰入が必要となり、当期損失は92億円となり、大幅な債務超過に陥りました。当組合としては、債務超過額が多額で短期間の改善は目処が立たないため、自主再建を断念し、朝銀西信用組合への事業譲渡の方針を決定し、平成11年5月14日に福岡県知事に対し、経営の悪化から預金の払戻しを停止する恐れがあるとして金融再生法第68条第1項に基づく申出を行いました。

II 業務及び財産の状況について

1. 与信業務

当組合の与信業務は、福岡県下の在日朝鮮人を中心としたサービス業、不動産業、建設業、卸小売業を営む中小零細事業主への融資が多くを占めております。

<貸出金残高推移> 店舗数：6店

(単位：百万円・%)

	9年3月末		10年3月末		11年3月末		12年3月末		業界平均 (12年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
貸出金残高	105,917	100.0	108,249	100.0	105,774	100.0	108,086	100.0	49,091	100.0
内中小企業	97,060	91.6	99,323	91.8	97,996	92.6	103,068	95.4	35,524	72.4
内個人	8,857	8.4	8,926	8.2	7,778	7.4	5,018	4.6	13,143	26.8
内その他	0	0	0	0	0	0	0	0.0	423	0.8

※「その他」には、地方公共団体が含まれる。

※当信用組合の「個人」には個人事業主を含まない。

2. 預金業務

当組合の預金業務は、個人預金の構成比が高く、主に在日朝鮮人中小零細事業主やその家族、勤労者、知人への訪問活動により維持してまいりました。

<預金残高推移> 店舗数：6店

(単位：百万円・%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		業界平均 (12年3月末)	
		構成比		構成比		構成比		構成比
預金残高	120,381	100.0	117,681	100.0	70,840	100.0	69,315	100.0
内個人預金	83,316	69.2	86,592	73.6	56,161	79.3	54,553	78.7
内法人預金	17,033	14.2	9,898	8.4	4,621	6.5	12,000	17.3
内その他	20,032	16.6	21,191	18.0	10,058	14.2	2,760	4.0

※「その他」には、公金預金、金融機関預金が含まれる。

3. 投資等業務

(1) 投資有価証券

当組合の有価証券は以下のとおりとなっています。今後につきましては、業務運営上必要不可欠な有価証券以外はマーケット動向を見つつ、効率的な売却を図る方針です。

<投資有価証券残高推移>

(単位：百万円)

	平成10年3月末	平成11年3月末	平成12年3月末	平成12年3月末 の評価損益
投資有価証券	144	201	181	▲3
国債・地方債	79	152	164	2
社債	23	7	1	0
株式	42	42	16	▲5
その他	—	—	—	—
貸付有価証券	—	—	—	—

(2) 商品有価証券

当組合は、商品有価証券は保有していません。

4. 固定資産の状況

当組合の固定資産は以下のとおりとなっています。

<固定資産の状況>

(平成12年3月末)

(単位：百万円)

	土 地				建 物		
	件数	簿 価 取得価格	評価額	含み損益	件数	簿 価 取得価格	簿 価 償却後
事業用 不動産	8	1,846	1,338	▲508	7	619	569
所有 不動産	9	1,750	533	▲1,217	2	158	158

※上記には、再評価差額金 2,646 百万円 (平成9年度より計上) は控除しています。

5. 不良債権の状況

当組合の不良債権は以下のとおりとなっています。

<リスク管理債権の状況>

(単位：百万円・%)

区分	11年3月期		12年3月期		業界平均 (12年3月期)	
	貸出金残高	貸出金 に占める 割合	貸出金残高	貸出金 に占める 割合	貸出金残高	貸出金 に占める 割合
破綻先債権	4,512	4.2	5,822	5.3	1,381	2.8
延滞債権	14,661	13.8	75,893	70.2	2,965	6.0
3ヶ月以上延滞債権	12,151	11.4	4,469	4.1	401	0.8
貸出条件緩和債権	1,929	1.8	1,368	1.2	2,328	4.7
合計	33,253	31.4	87,552	81.0	7,075	14.4

<金融再生法の開示債権>

(単位：百万円・%)

区分	12年3月期		業界平均 (12年3月期)	
	金額	債権に占める 割合	金額	債権に占める 割合
破産更生債権等	67,390	52.4	3,116	6.0
危険債権	22,471	17.5	2,998	5.8
要管理債権	10,026	7.8	2,170	4.2
正常債権	28,682	22.3	43,363	84.0
合計	128,569	100.0	51,647	100.0

6. 関連会社の状況

当組合は、該当ありません。

Ⅲ 事業譲渡等の見込みについて

1. 基本方針

(1) 早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持及び当組合の事業価値の劣化防止に努めます。

(2) 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに顧客の信頼回復に全力を尽くします。

(3) 経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費、物件費等の営業経費の削減を図ります。

(4) 地域金融機能の維持

当組合の地域における必要性、特に民族金融機関（在日朝鮮人、韓国人）としての存続価値等を勘案し、継続して地域の同胞中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないように配慮いたします。

(5) 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備等を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を達成させます。

(6) 責任追及体制の整備

金融再生法第18条に基づき、内部調査体制を整備し旧経営陣の責任を明確にいたします。

2. 具体的施策

金融再生法の趣旨を十分に踏まえ、上記基本方針に則った業務運営に努めつつ、業務の円滑な譲渡及び善意かつ健全な取引先の保護のため早期に事業譲渡を行うよう最大限努力します。

3. 事業譲渡の見込み

事業譲渡先については、去る平成11年10月13日に朝銀西信用組合と事業譲渡契約を締結していますが、まずは当組合が管理を命ずる処分に至るまでの間の業務運営の状況を踏まえ、金融整理管財人の下、適切な業務運営と経営責任の明確化に万全を期してまいりたいと考えております。